

令和 3 年 10 月 日

狛江市教育委員会教育部
公民館長 浅井 信治 様

狛江市立公民館運営審議会
委員長 斎藤 謙一

狛江市立公民館事業の評価のあり方について（答申）

令和 3 年 6 月 25 日付け狛教教公発第 000053 号で狛江市教育委員会教育部公民館長から諮問を受けました標題の件につきまして、別紙のとおり答申いたします。

【答申内容】

狛江市公民館事業評価の実施について



狛教教公発第 000053 号
令和 3 年 6 月 25 日

狛江市立公民館運営審議会
委員長 齋藤 謙一 様

狛江市教育委員会教育部
公民館長 浅井 信治



狛江市立公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法（昭和 20 年法律第 207 号）第 29 条第 2 項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

■諮問事項

- 1 新しい生活様式を踏まえた狛江市立公民館事業のあり方について
- 2 狛江市公民館事業評価の実施について

■諮問理由

- 1 現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国（厚生労働省）より「新しい生活様式」の必要性が求められている。飛沫感染や接触感染等を予防しながら、社会教育法第 20 条※にある公民館としての本来の目的を実現するために、どのような取組みが考えられるか意見を求めたい。

※社会教育法第 20 条

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 2 内部評価だけではなく、第三者の視点に立った公正かつ中立的な評価基準、評価指標を用いた外部評価により、公民館事業を改善するため。